

# アシスト

発行: JP-MIRAI(責任ある外国人労働者受入れ  
プラットフォーム)相談窓口「アシスト」  
電話 : 050-3196-5169



Japan Platform for Migrant Workers  
towards Responsible and Inclusive Society

H P : <https://jp-mirai.org/jp/>

## 今月のニュース

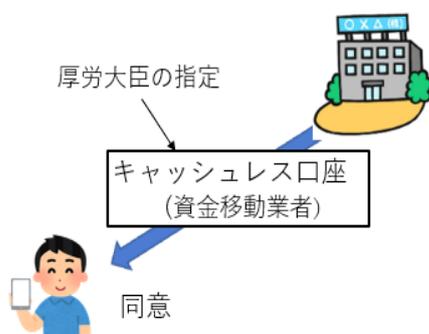
### 賃金のデジタル払いが可能に

消費者の利便性の向上や増加する外国人への対応などのニーズに対応して、賃金をスマートフォンアプリ等のキャッシュレス決済口座を使って支払うことが可能になることとなりました。

厚生労働省が、10月26日、労働政策審議会に提出した労働基準法施行規則改正案によると、これまで賃金支払い方法は、通貨による他、銀行振込等に限られていましたが、指定を受けた資金移動業者の口座への支払も可能になります。指定を受けるには、①口座残高の上限が100万円以下であること、②業者が破綻した場合にも全額の払戻しを可能とする仕組みがあること等安全性と確実性の確保のための要件を満たす必要があります。

新制度の施行は、2023年4月1日となります。

### 賃金のデジタル払い



## 今月のニュース

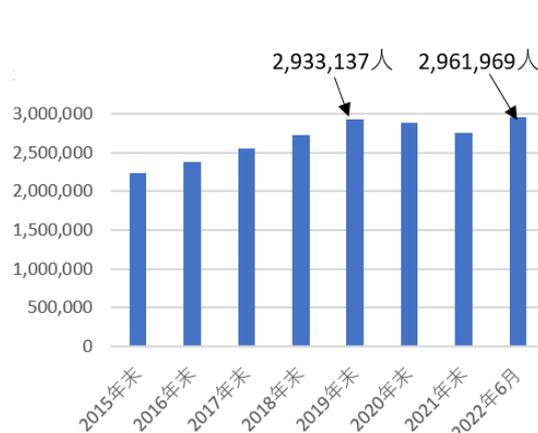
### 在留外国人数は296万人に

出入国在留管理庁は、10月14日、令和4年6月末現在の「在留外国人数」が2,961,969人であること公表しました。

在留外国人数は、2019年末までに2,933,137人まで増加しましたが、新型コロナウイルスの影響で2021年末の2,760,635人まで減少しました。しかし、再び増加に転じており、2022年6月には2,961,969人と最も多かった2019年末を28,832人上回るようになっています。

在留資格別に、2019年末と比較してみると、増加が著しいものは特定技能(85,851人増)、永住者(52,529人増)、特定活動(47,314人増)、また、減少が著しいものは留学(85,024人減)、技能実習(83,283人減)となっています。

### 在留外国人数の推移



## 今月のインタビュー「外国人相談窓口の今」

(公財)仙台観光国際協会多文化共生課

菊池哲佳さん

在留外国人の増加に伴い、外国人相談の重要性が増しています。仙台多文化共生センターにおいてセンター長として外国人相談事業を経験され、現在は多文化共生の地域づくりに取り組んでおられる菊池哲佳さんに、外国人相談窓口の現状と課題についてお話を伺いました。

### Q1 外国人相談の現状についてどのように見ておられますか？

寄せられる相談の個別化・専門化が進んでいます。一口に「外国人」と言っても、その国籍、在留資格などの背景はますます多様化しています。「杜の都」仙台は、「学都」としても知られ、外国人と言えば留学生が多かったのですが、今日では、技人国や、技能実習、特定技能など就労系の人も増え、労働に関する相談も増えています。

また、ICTの発達により、ネットやSNSで調べられるような「〇〇はどこで行われていますか」というような一般的相談ではなく、「トラブルで弁護士に相談したい」「適切な医療を受ける方法が知りたい」など、一人ひとりの状況に応じた個別性の高い、専門的な相談対応が必要になっています。

### Q2 外国人相談の今日の課題についてどう考えますか？

残念ながら、外国人相談窓口だけで解決できる問題は多くはありません。

こうした中で、まず大切なことは関係団体・関係機関との連携です。もちろん、このことは従来からも言われてきたことです。弁護士や行政書士との連携はもちろん、労働問題の増加に伴う労働局等との連携、在留期間の長期化による教育問題の増加に伴う教育委員会や市民団体との連携なども取り組まれてきました。

しかし、コロナ禍やポストコロナの中で、さらに一歩進んで、“やれることは提案する”姿勢が必要になってきました。仕事を失い、困窮化する外国人に対応するため、フードバンクや社会福祉協議会との連携に取り組んでいるところもあります。また最近では、ウクライナ避難民の問題に取り組み、受け入れてくれる人々との連携づくりの取組も行われてくるようになっていきます。

こうした中で、もう一つ大事なことは人材育成です。ネパール語、ミャンマー語、ベトナム語等の通訳のできる人材の確保も課題ですが、加えて、外国人から寄せられた相談を整理し、解決に向けて適切に関係機関につなぐ役割を果たせる人材が必要です。専門知識の研鑽を積みながら、組織内の自分たちの相談を振り返り、ケース会議を大切に取る取組みを進めていくことが必要です。

### Q3 外国人の支え手である読者の方へのメッセージがあればお願いします。

外国人も「生活者」です。ですから、その「活躍」「定着」のために、企業セクターの役割が期待されます。企業が地域といかに連携を取っていくかを考えていく必要があると思います。

また、行政においても、住民が多文化化すれば行政自身も多文化化する必要があります。外国人という国際課や国際交流協会の仕事という時代ではありません。今日、福祉、医療、教育などのあらゆる分野で外国人住民対応が求められます。行政サービスのユーザーが多文化化していますので、日本住民に対応している窓口が外国住民のニーズに合わせて対応していくことが不可避です。コロナ禍におけるワクチン接種や社会福祉協議会における特例貸付制度の利用を始め、今まで外国人に接することが少なかった機関も外国人にかかわるようになっていきます。

このような中、地域における連携・協働・ネットワークがますます求められています。

## 今月の最前線

### 外国人相談の地域における積極的展開

外国人の増加により、相談が量的にも質的にも拡大・複雑化し、あらゆる地域で質の高い相談対応が求められるようになってきました。そこで、ここでは、地域の国際交流協会で上記の課題に積極的に対応している2つの協会の事例を見ていくことにします。

#### 事例1 「アウトリーチは自治体の信頼構築が基盤」 (山口県国際交流協会)

##### ■課題

山口県では、県内に法人格を持つ国際化協会が山口市に所在する山口県国際交流協会（以下「山口県協会」という。）以外になく、他の市町村で問題が発生した場合には県協会がアウトリーチにより支援を行っています。

##### ■アウトリーチの対象及び対応方法

外国人相談の問題領域には、医療、教育、労働等いろいろありますが、山口県協会がアウトリーチの対象にしている問題としては、DV、虐待等、現に危険な状態が発生し、関係機関の早急な対応を

求められる場合を中心にしています。

例えば、ある自治体（X市）から、DV被害を受けている外国人の支援の要請があった場合には、コーディネーターと母国語相談員がX市に出向いて支援します。

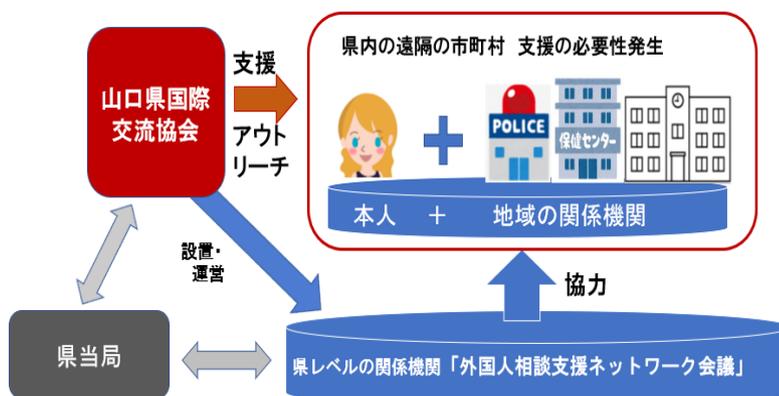
そして、同時に、X市に対して、この問題の解決に協力が必要な関係行政機関の招集を依頼しておき、本人の相談と同時にこれらの関係機関の地域支援体制の構築もアドバイスします。

##### ■相談体制の構築

上記の地域支援体制を構築するうえで、山口県協会が県当局と連携して開催する「やまぐち外国人相談支援ネットワーク会議」が大きな役割を果たしています。この連絡会議には、専門団体（弁護士会、行政書士会等）のほか、国の機関（入管、労働局、法務局等）、県の機関（警察本部、教育委員会や男女共同参画部局、防災部局、国際課等）の32機関が参加し、定期的に取り組や支援事例を共有して、どういう場合にそれぞれの機関がどのように対応すべきかを話し合っています。

令和元年度から山口県協会が総合相談センターが運営されるようになり、より緊密な連携が可能となりました。山口県協会は、県当局の支援を得て、ネットワーク会議を通じ、地域の関係機関との信頼関係の一層の醸成に努めています。

図表 県下各地域との連携による相談体制(山口県国際交流協会)



---

---

## 事例2 「多文化ソーシャルワーカーによる多層的支援」(北九州国際交流協会)

---

---

### ■課題

相談内容の複雑・深刻化に伴い、窓口対応だけでは解決しないことが増えています。複数の分野にまたがる問題の場合、何を、どこで、どういう順番で解決していけばいいかを判断するスキルも必要です。

### ■多文化ソーシャルワークの取組

北九州国際交流協会は、平成20年に外国人相談窓口を開設し、相談チームの育成と、窓口の周知に取り組んできました。一方、窓口寄せられたニーズに応える形で、コミュニティ通訳派遣事業や、地域日本語教育専門職の配置などを行い、対応強化を図ってきましたが、こうした協会内部の取組みだけでは、複雑・深刻な相談の問題解決に至らないことも多くありました。そこで、ワンストップで対応できる相談援助のしくみづくりと、相談者とのラポール(相互の信頼関係)の形成、課題の整理など、適切な機関との連携において核となる専門職の配置が不可欠だと考えるようになりました。

#### (1)連絡会議の設置

そこで、平成25年から取り組んできたのが、「北九州外国人支援関係機関連絡会議」の開催です。メンバーは、弁護士会、行政書士会、教育委員会、市の関係部署(保健福祉、子ども家庭相談他)等、それぞれの分野の実践者により構成されています。ここで大事にしているのは、単に集まることなく、それぞれの現場で具体的な問題が生じたときに、すぐに連携できる関係性を構築しておくということです。

例えば、「留学生が未婚の母となる」場合、①休学・退学することになった場合の在留資格、②子

が出生した後の役所や大使館への手続き、③産前産後の経済的な状況、④育児支援(人・制度)、⑤父からの認知や入籍など、相談者には多くの不安がついてきます。この時、相談窓口は、情報提供や他機関の紹介で終わるのではなく、行政書士、弁護士、保健師、保健福祉担当など関係者と一緒に解決していく必要があります。そこで、この会議では、毎回、実際にあった相談をもとにケーススタディを作成し、全員でチームとして課題解決を行っていくことをしています。これが各機関のみなさんから好評で、毎回、たくさんの方に楽しみにしてもらっています。

#### (2)ソーシャルワーカーの配置

上記(1)の経験を踏まえ、平成30年度に、まず多文化ソーシャルワーク導入の検討・試行をしっかりと行いました。すぐにソーシャルワークを事業化しなかったのは、ソーシャルワーカーを配置するだけではなく、市内の関係機関との信頼できるしくみとして成立しなければ、ソーシャルワークが機能しないと考えたからです。

そして、令和元年度に、社会福祉士の資格を持ち外国人支援経験の豊富な人材を「多文化ソーシャルワーカー」として配置し、外国人相談窓口とソーシャルワークを実施する「多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」を開設しました。

現在は、相談窓口で対応する「外国語相談員」、通訳や他機関との調整をする「相談・通訳コーディネーター」とともに、多文化ソーシャルワーカーが中心となって、“多層的な支援”を行える体制を講じています。

